紹介コーナー

ご存じ ですか?

市議会は、市長の提案した予算や条例等について審議し、決定していきます。 市長は、この決定に従って具体的な市の仕事を進めます。このような働きから、 議会を「議決機関」、市長を「執行機関」といいます。

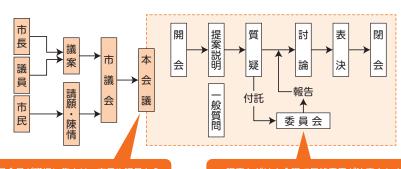
今回は、こうした議会運営の流れについてご紹介します。



議会運営の流れ

議会では、定期的に招集される「定例会」が年4回(館林市では、3月・6月・9月・12月) に開かれるほか、必要に応じて「臨時会」が開かれます。

通常、議会は市長が招集しますが、議長や議員(議員定数の1/4以上)からの請求に基づいて 招集される場合もあります。また、会期(開会から閉会までの期間)は議会で決定し、会期中に はおおむね次の順序で議案や請願などの審議や審査が行われます。



議員全員が議場に集まり、市長や議員から 提出された予算案や条例案などに対する審議 が行われ、議会の最終意思が決定されます。 また、議案などの審議とは別に、市政全般 に対する一般質問も行われており、市政をチェックするための重要な会議となっています。 議案などは本会議で最終意思が決定されますが、幅広く多様な市の仕事について効率的・専門的に審査するため、いくつかの委員会が設けられています。館林市議会では、現在、総務文教常任委員会、市民福祉常任委員会、経済建設常任委員会の3つの常任委員会が設置されています。

市民と議員がいっしょに守る! 寄附などの禁止ルール

議員の選挙区内での寄附などは、公職選挙法で厳しく禁止されています。 寄附禁止のルールをみんなで守りましょう。

◇議員は有権者に寄附を「贈らない」

選挙区内にある者に対して寄附をすることは禁止されて います。

議員本人が自ら出席する結婚式での祝儀や葬式での香典を除き、お中元やお歳暮を贈ることは禁止されています。

◇有権者は議員に寄附を 「**求めない**」

議員に対し、寄附をするように勧誘や要求をすることは 禁止されています。

お祭りへの寄附や差し入れ、また、地域の運動会・スポーツ 大会への飲食物の差し入れも禁止されています。

◇議員から有権者「受け取らない」 ◇への寄附は

議員からのお見舞いや差し入れは禁止されています。 病気見舞いや、町内会の集会や旅行などの催し物への寸志 や飲食物の差し入れも禁止されています。



いりません!